

## 第 1 回

# V F M 評価に関するワーキンググループ 議事録

日時：平成 18 年 9 月 21 日（木）

16：00～18：00

場所：中央合同庁舎 4 号館 11 階共用第 1 特別会議室

山内座長 それでは、ただいまから第1回のバリューフォーマネー評価に関するワーキンググループを開催させていただきます。

本日は、お忙しいところをご出席をいただきまして、ありがとうございます。8月末の分科会で大変恐縮でございますが、所用で欠席させていただきましたけれども、そのときにはこのワーキンググループの設立が認められまして、ここで皆さんをお招きしたということですが、私、司会をしるということで仰せつかりましたので、ふつつかではございますが、そういうことで司会進行をやらせていただきます山内でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それで、内容に入る前に、今日の出席状況ですけれども、ほとんどの方がいらっしゃっていますが、宮本委員だけがちょっと所用でご欠席というふうに伺っておりますが、小幡委員、光多委員もご出席というふうに賜っておりますので、いずれお見えになるというふうに思っております。

それから次に、内容に入る前に、今回のワーキンググループの資料とか議事録について、皆さんにちょっと確認をさせていただきたいことがあります。と申しますのは、以前に契約とかモニタリングのワーキンググループをつくりまして、それぞれ議論をしていただいて、ガイドラインをつくっていったわけですが、その際に議事録とか資料につきましては、審議の途中ということであるとか、あるいは通常公開されないような契約書等を資料として用いると、こういうこともございまして、全体としてどちらも非公開というふうになっておりました。ただ今般、いろいろな例えば行政改革の関係とか、そういったこともございまして、本ワーキングにつきましては、特にそういった守秘的なものものではないかというふうに思われますので、これは公明正大といえますか、そういった運営の透明性、こういったことを期す意味で、非公開としないということ考えたいと思うんですが、ただ一方で、いろいろな非公開にしないと議論に差し支えがある資料というのも将来出てくる可能性もございますので、そういったことについては配慮するといった上で、原則としては公開すると、こういうことにさせていただこうと思っておりますがよろしゅうございませうでしょうか。

ありがとうございます。それでは、原則として公開ということでご理解いただけると思っています。

そこで、先日の総合部会で、先ほど私申し上げましたように、大変失礼して欠席をいたしましたけれども、本ワーキングにつきましては、まず今後どういう範囲の議論をするか

と、いわゆるスコープですけれども、こういったことを議論する。それからどういう進め方をするかについて議論をすると、こういうようなことになったというふうに伺っております。前田部会長からそのように伺っておりますので、本日もすけれども、まずはそういったスコープ、範囲について、あるいは進め方について、事務局に用意いただきました資料についてご説明いただきまして、それから議論ということにさせていただきたいと思っております。

それでは、早速でございますが、事務局からご説明の方をよろしく願いいたします。

荻野補佐 参事官補佐の荻野でございます。私の方からご説明させていただきます。

最初に、資料のご確認をさせていただきます。お手元の方にお配りしております資料でございますが、一番上に議事次第がございます、資料1といたしまして、VFM評価に関するワーキンググループの今後の進め方(案)、資料2といたしまして、「VFM評価のあり方」に関わる報告書記載事項及び総合部会委員からの御意見(事務局案)、資料3といたしまして、各論点の関係性の整理(案)、それから資料4といたしまして、VFM評価に関するワーキンググループ委員名簿をお配りしておりますところでございます。

それからその下に、参考資料といたしまして、参考資料1から参考資料8までをお配りさせていただいております。これはいずれも前回の総合部会でお配りしたものを参考としてお配りしているものでございます。

もし、資料に不足等ございましたら、事務局の方にご連絡いただければと思います。

それでは、資料のご説明に入らせていただきます。

まず、資料1の方をご覧ください。VFM評価に関するワーキンググループの今後の進め方(案)ということでございます、これは前回の総合部会の議論をもとにしまして、とりあえず事務局の方として議論を取りまとめて、一応本日の議論の参考の資料として作成させていただいたものでございます。

1番、ワーキンググループの趣旨ということで、VFMガイドラインに関するフォローアップ調査報告書も参考にし、総合部会委員からいただいたご意見、及び公共施設等の管理者等を実施したアンケート調査を踏まえ、VFM評価のあり方についての基本的な考え方を整理し、個別、具体的な課題について検討し、段階的、論点ごとに充実化し公表していくというふうに整理させていただいております。

2番の議論の進め方でございますけれども、これも部会の議論をもとにいたしまして、事務局といたしまして、少しイメージを明確化してみたものでございます。議論の進め方

といたしましては、(1)番のところ、VFM評価のあり方についての検討課題を整理、スコープの確定をするということで、これが本日の第1回目でございます。

(2)といたしまして、VFM評価のあり方についての基本的な考え方と各論点の関連性を整理するというので、これも本日あるいは次回ということ想定しております。

(3)といたしまして、個別具体的な課題について検討をする。これが3回程度。

(4)といたしまして、年度内平成19年3月末までにワーキンググループで議論を行って、その後、部会、委員会等の議論を経て、検討結果を公表することを目標としてはどうかというふうに案をつくらせていただいております。

その下には、スケジュールの例といたしまして、3月末までに向けて6回程度開催してはどうかという案でございます。

一番下の星のところは、これは事務局からのお願いと申しますか、月1回程度もし開催するというのであれば、その次の回のスケジュールについては、例えば2回目のスケジュールを今回この席でお決めいただくとスムーズに進むのではないかと考えております。

次に、資料2でございます。「VFM評価のあり方」に関わる報告書記載事項及び総合部会委員からの御意見(事務局案)でございます。この右側の方の委員からの指摘事項等という部分につきましては、前回の総合部会でご説明させていただいているところでございます。前回、この資料は資料3の添付資料として付けておりましたけれども、その指摘事項と、あと前回の検討委員会の報告書で挙げられております課題を、事務局の方といたしまして、一旦整理させていただいたものでございます。一番左側の欄に、区分という欄がございます。ここを青と黄色に塗り分けてございますけれども、青については実務論・具体論で対応すべきと考えられる課題、黄色については理論的・構造的なものと考えられる課題ということで、一応事務局として色付けさせていただいたものでございます。

また、その右側の欄の「VFM評価のあり方」に関する課題の欄でございますが、このうちグレーで網かけしてある部分は、前回の検討委員会で挙げられている課題でございます。中身については、前回ご説明しておりますので、省略をさせていただきます。

次に資料3でございます。各論点の関係整理(案)ということでございまして、前回の総合部会でも先ほどの資料2は課題をずらっと並べた形になっておりますけれども、ある程度、課題間の関係を整理していく必要があるのではないかとご指摘がございましたので、一つの整理の案といたしまして、議論の参考のために事務局の方でつくらせていた

だいたいのものがございます。

これは一応VFMを使用するステージといたしますが、段階別にグルーピングできるのではないかと整理をさせていただいたもので、1番目が基本的な考え方、2番目はそのVFM算定時にかかわるもので、算定時にはPSCにかかわるものと、PFI-LCC、ライフサイクルコストにかかわるものに分けております。その真ん中に両方にかかわるものの課題を置いております。

3番目が算定後の話で、事後評価とか、公表時期とか、フィードバックの話を一応グルーピングしているということでございます。

4番目はそこに一応含まれないものとしたしまして、その他ということで挙げさせていただいております。

事務局の方で作成させていただいております資料は以上でございます。

山内座長 どうもありがとうございました。内容については、前回の総合部会でもう既にかなりご説明いただいていることもあり、今日は論点についての整理をご説明いただきましたけれども、どういう範囲で議論するのかということと、どういうその議論の進め方をするのかということについて、フリーディスカッションをして、ここの進め方を固めるというのが第1回目の主題でありますので、以降は皆さんご自由にご発言願えればというふうに思います。

この資料3は、段階的にということと基本的、算定時、算定後、その他ということで、それぞれに課題が示されていて、事務局の案としては基本的な考え方のところと、それから実務・具体論のところというふうな、こういう色分けでしょうかね。

荻野補佐 はい。

山内座長 どの辺からいきましょうか。あるいは去年の12月までやっていたバリュフォーマナーの検討会の成果を踏まえて、いろいろな先生方のご意見を入れて、それでこういう論点をまとめたわけですがけれども、これについて不足であるとか、あるいはこういうところが重要だとか、そういった点がありましたらご指摘願いたいと思いますが。どうぞ。

美原専門委員 この前も議論しましたが、恐らく最初の一、二回は、そもそも論をやった方がいいのではないかとこのふうな気がいたします。これはやはり特定事業評価の位置付け、バリュフォーマナーの位置付けという考えが、実は当初のガイドラインは現実の案件がまだ限られた最初のころつくっていますから、実際のマーケットの慣行と違ってき

ているんですね。もう一度マーケットの実践を検証してみて、そもそもバリューフォーマネーがどういう位置付けになっているのかを整理した方がいい。

これは過日、松本専門委員がおっしゃられた内容にも通じますが、さる大学の先生と大議論をしたのですが、それはこのバリューフォーマネーとか公共施設・公共サービスのありべき姿に関し、必要性の評価と、効率性評価はどのようなタイミングでどうあるべきかという議論です。まず必要性の評価があり、バリューフォーマネーは、その後実施する効率性評価であるべきですが、それをごっちゃにした議論が一部存在するわけです。例えばさる民間団体が独自にバリューフォーマネー評価をやり、この事業は正当化されるという風に事業の正当化の理論にバリューフォーマネーを使っているというおかしな議論もあります。本来、公的主体は何を考えるべきなのか。必要性があって、効率性がある、というふうなVFM表かを位置付けられるかは、恐らくマーケットの実態を見てみて、もう一度整理する必要があると考えます。実は当初このガイドラインをつくったときには、想定できなかったプロシージャがもう現実に行われているわけですね。導入可能性調査という事前評価を自治体も国もやっていますよね。いきなり実施方針・特定事業評価はできないわけで、一定の事前評価を実施し、ここでハイリーライクリーなレベルエスティメイトをやってみて、それで出そう、可能性があるから、前へ進もうということで、実施方針とか特定事業評価になっている。ということは、特定事業評価の段階では、再度確認の意味での評価をもう一度やっていると共に、実際の評価の本質は前の段階で実施されているわけですね。そういうステップを踏んでやっている。このステップはガイドラインに入っていないわけです。導入可能性調査は、あくまでも実施方針の前にあり、そもそもこのガイドラインは、まず実施方針ありき、その後特定事業評価はどうあるべきかという議論から入っています。但し、マーケットの実態はやはりそれでは実務は動かず、説明責任を果たせない。やはり何らかのエスティメイトを予め実施し、段階的に評価をしていかざるを得ないというのが実態ではないかと思えます。

その実態を反映しながらも、やはりバリューフォーマネー評価をどういうふうに位置付けるのかという考え方を整理する必要があります。この基本的な考え方の大きな

はいいと思うんですよ。 の中において、まず一、二回その全体プロセスの中でVFM評価をどう位置付けるのか、目的、ねらいは何なのかを議論することが有益です。その中において基本的な考え方やアプローチの手法、手順とか評価のあり方とか、あるいは定量評価とか定性評価の考え方、多様な事業類型における評価のあり方、こういったものは全

体にかかわる問題ですよね。この全体にかかわる問題をまず皆さんと認識を共有しながら整理していくことが必要です。その問題認識から第 段階の算定時の問題とか細かい方へ行った方が、皆さんと意見を共有しながら話が進んでいけるのではないのでしょうかと、こういうふうに思います。そういった意味では、大きな枠組みとしての 、 、 はよろしいと思います。

もう一つ、提案があるのは、実は恐らくこの議論とは別に事務局でお願いしたいわけですが、バックグラウンドチェックをした方がいいなと思っているものが1点だけあります。それは、国がV F Mのガイドラインを策定後、マーケットで各都道府県、市町村がV F Mを含む様々なP F Iに係わる自らの実務指針をつくっているわけです。数にして、70以上あります。でも恐らく1週間程度あれば、担当1人でチェックして分析しワークシートにして比較できるでしょう。何が問題か。例えば端的な例を申し上げます。

バリュフォーマナーとは何か。さる都道府県の指針にバリュフォーマナーとはシミュレーションであるとの記載があり、「本来だれにでもできる簡単なもの。但し、信憑性を上げるようにしましょう」と書いてある。これだけ見ると、もともとどうせ信憑性のないものを創る単なるシミュレーションに過ぎないと言っているふうに見えるわけですよね。この考えが適切かということもあります。だけれどもおもしろいのは、指針として発表しながら、この考えを実本当に実践しているかどうかというのはわからない。

それと、さる都道府県の例になりますと、例えば課税の問題に関し詳細書いています。実は国のガイドライン以上に突っ込んで書いているのですが、それも実際にやっているかどうか聞いてみればすぐにわかります。多分、やっていないかもしれません。かなり突っ込んだ評価の前提をとっているわけですね。そういったものがマーケットにある以上、どこで如何なる多様化が考慮され、なぜそういうふうを考え、実際に実践されているのか否かはチェックしてみる価値はある。国のガイドラインを引用しつつ、皆さん地方公共団体自らの指針をつくっているわけですが、本当にそれは適切か否かという差異をチェックすると共に、中にはベストプラクティスたりうる評価できる側面も多いと判断され、これを検証するだけでも価値があると思います。

恐らく対象にしなければいけないのは、20ぐらいの自治体です。しかもバリュフォーマナーのところに注目し、この表に書いてあるポイントがどういうふう分散されているかというのを見ることによって、国のガイドラインをどういうふう評価し、展開したのかというのを一覽で理解することができる。それは恐らく の算定時の議論をするときに、

参考になり得るわけであって、どういうふうに市場において認識され、実践のあり方が発展してきているのかということをごひとも皆さんと知識として共有しながらやっていく、こういうデータベースがあった方がいいと思いますし、そんなにマンパワーかけずに、恐らく事務局で議論している間にできるのではないかと思います。こういったものをやってみてはどうでしょうかと思います。

山内座長 最初のあれですか。例えば資料2の 、 、 のところの、ある意味そもそも論ですよ。そのところを少し議論していく。

美原専門委員 ここに書いてあるのを踏まえつつということでは、もちろんです。

高橋委員 ちょっとよろしいですか。一言だけそこで。基本のお考えはよろしいんですが、今まで資料の方、ちょっと気になっていたんですが、これは一番最初に判断基準の明確化の必要性と全部タイトルに書いてあるんですが、これはこれでそのとおりなんでございますが、判断基準というのはもう何か決まったものがあって、その中の判断基準っていきなりもうそこにかかるような感じなんですけれども、バリュフォーマネーでよく誤解されやすいのではないかと懸念しておりますのは、このバリュフォーマネーの算定の目的は、そもそも要するに特定事業の選定だということですね。

一方で、事業者の選定というプロセスは全く別にあるわけです。そこで例えば議論で混乱しそうなのは、例えば税金の問題があるんですね。ちょっと意味が違うんですね。そういう意味では、判断基準の明確化がいきなり来てしまいましたね。そこでいきなり税金の話が来てしまいますと、混同されるのではないかと。だから中身はこのとおりでいいんだと思いますが、言葉の問題として、要するにVFM算定の目的とその判断基準の明確化というふうに言っていただくと、間違いが避けられるのではないかと思います。

山内座長 すみません。今日はもうフリーディスカッションなので私もしゃべらせていただきます。美原さんの言われた必要性の議論と効率性の議論というのは、これは割合PFI始まったころから言われていて、それがごっちゃになってしまっているのがありますよね。それで、必要性の議論というのは、これはやり出すと切がないと思うんですよ。

例えば、公共事業についても費用便益分析をやります。費用便益分析で正当化されたから云々というけれども、それだけでは多分必要性の議論は終わらないですね。例えばそれは民主プロセスであったり、それから費用便益でプラスに出ても優先順位の問題があったりとか、いろいろなことがありますよね。だから、それはそうなんだけれども、とにかくバリュフォーマネーと必要性の議論を峻別しなければいけないというのはおっしゃると



おりだと思うんですよ。バリューフォーマネーというのは、基本的には効率性の議論です。要するにそのPFIという手法を使うとこれだけ効率化できますよということだけを説明しているに過ぎない。だからそれがその事業を正当化したことにはならないというのは、それはおっしゃるとおりですよ。それから出発しなければいけないと思います。

美原専門委員 多分、先生ご指摘のとおり、必要性の議論は余りする必要はないと思いますね。ただやっぱり物事の考え方、どういうふうに全体の中で位置付けるのかに関してはやっぱり議論しておくべきでしょう。マーケットで混乱が生じます。現実には民も官も全く混乱が起こっていて、バリューフォーマネーがあるからいいんだとかVFMという言葉と形式がひとり歩きしてしまって、何か変な方向に行ってしまう傾向が一部にはあります。そうではないんですよということを正確にわかった上でやりなさいということがポイントでしょう。

高橋委員 その点で、一つ申し上げます。実は基本方針の前文に8要件がありますね。その第1に公共性原則とあります。公共性原則の中身というのは、実は二つ内容がございます、一つは今の必要性なんですね。本当に公共性を持って実施するのかと。つまり行政サービスとして必要なかどうかという点と、もう一つはアフォーダビリティですね。どんなに必要なことだって、お金幾らでもかけられるわけではない。要するに、財政のそのできる範囲内であるか。その2点で考える。そこで初めてスタートする。だから基本方針の前文の8要件の最初にあるわけです。でもそのところは飛んで議論が進んでしまうと、今みたいな議論になってしまうのではないかと。

山内座長 なるほど。その点、だから美原さんがおっしゃるように、バリューフォーマネーというのはその効率性のところだけであって、必要性のところまで担保するものではない、あるいは公共性と今言われた、それを担保するものではないというそのところの基本的な認識ですよ。

美原専門委員 ちゃんと必要性は自分で予め考えて欲しいということですよ。

前田委員 今議論している効率性の点とも関連するのですが、公共側のアドバイザーをやっておりまして思うことは、可能性調査に十分な予算がついていないので案件の詳細について必ずしも十分な検討ができていないということです。その結果、応募者の方に対し、何についての提案が求められているのかについて、十分な情報の提供を差し上げることができず、例えば土屋さんのところが迷惑を被ると、こういう因果関係になっているわけです。今の議論で言うならば、予算が十分つかない中で、PFIのアドバイザーがテクニカ

ルアドバイザーとともに事業モデルか何かをつくってみる。それをもとにP S C L L C とP F I L L C についての大体の数字が整ったところでV F Mが出るのかどうかをやってみる。そもそも、可能性調査の中でベストの事業モデルを想定してみることが必要だと考えています。それが必要で、その優先順位も高いということが認識されていないと、その内容としてどういう事業をやるのかが固まっていないと、その後の効率性の議論にまで行きつかないはずなんです。そこが問題というか、何とかする必要があると思っています。

高橋委員 実は、その点につきまして、いきなりバリューフォーマネーの計算が出て結論が出るということにはならないわけですね、現状は。それはもう当初から、たしかガイドラインのときだったか、私議論で記憶しているんですが、徐々に詰めていくという表現がたしか残っていたかと思うんですね。だから段階的に詰めていけばいいですよと、ということだったと思います。

前田委員 おっしゃるとおりで、私もそれを素直に信じていたんですけども、なかなか1回決まってしまうと、それを訂正することは難しいようなのです。

美原専門委員 前田先生のお話を敷衍すると、新しい状況が出てくるのは様々な創意工夫を凝らした民間提案というのが出てくる場合、どういうふうにこれを評価するのかというのは難しいですね。これを公平にやらなければいけないし、そうかといってバリューフォーマネーがあるのだからやらせろという要請があるというのもちょっとおかしい議論になってしまう。

前田委員 最初のところの可能性調査が不十分なので、実施方針を公表した後に、民間からの意見をもとにして事業内容を変えてみるということ、一度本当にやってみてはどうか、ということもあります。

他方、入札手続きは非常に厳格なものですから、募集手続きが始まった以降に発注者と応募者との間で意見交換を行うことは考えもしなかったのです。ところが、複雑な事業になってくると、これは応募しようと考えておられる民間事業者さんが本格的にお金と時間をかけて準備を開始される前に、要求水準の内容を明確にしていく必要があります。その際、紙に書いたものだけでは情報伝達の量が少なく十分ではないので、それで先ほどの美原さんが指摘されたように何とかする必要があります。その際、どの範囲まで同一性が保たれておれば、一つの手続きの中での変更が許されるのかという点とともに、どのような方法で、発注者の意図を確認することができるのかという議論をしてきました。結果として、要求水準に抵触しているかどうかの判断であれば、それはやった方がいいということ

にしています。

実務上、そういうところまで検討をしていかないと十分な情報を提供することができないのではないかという気がしています。非常に複雑で難しい病院の建物等の整備事業の場合、例えば基本設計ができていないところで民間から提案を求めるとすると、それは民間に過大な負担がかかり過ぎると思っているのです。

その解決方法には二つあって、一つは必ず基本設計を準備した上でその改善提案を求めるか、あるいは基本設計がない場合だと、どこか極めて早い段階で民間の提案しようとする平面図が要求水準を満たしていることをチェックをするか、ということです。何を理想の姿とするかということは別としても、そこまで一挙にはいかないのですが、何らか改善しておく必要があって、その問題とVFMの問題は微妙に絡んでくるというのが私の感想です。これは運営面でのクオリティーの問題、サービスのクオリティーの問題についても同じです。ただ、このようにすると最初実施方針が公表されたときから、徐々に高いレベルのサービスを求めるようになるということになりますが、それは実態でございます。

高橋委員 これについてもあれではないでしょうかね。PFIというのはいろいろな業種もあるし、規模も違いますから、一つのプロセスということではないんだろうと思うんですね。だから今は前田先生がおっしゃったように、二つの方法を置いた。そのほかにも、最初にコンペで設計で大体の概略をやって、つまり民間側のコストをどうやってカバーするかという問題の兼ね合いで、大きな重たい事業に関しては、先にそういうものが来て、ある程度の構造が固まってそれも公表されて、その修正意見とか出てきたところで計算に入ると、こういうこともあるんだろうと思うんですね。そうすれば一方で公共性の方の問題も解決しつつ進められると。だからそういうプロセスの例示をしてやるということも必要なのかなと思いますけれども。

光多専門委員 この事務局の案で、3月までにまとめるということですがけれども、さっき美原さんがおっしゃったように、かなり現場は乱れているんですね。これは我々にも責任があるわけですがけれども、前、VFMのガイドラインを出したら、だれもあれは読まない。出したとたんに、みんなあれを無視して、自治体ごとにガイドラインをつくった。これは議事録なしですよ。具体的には神奈川県がまずつくって。

前田委員 公表されますよ。

光多専門委員 僕はVFMの検討委員会、議事録をつくって公表するという形ではなくて、場合によれば議事録から削除という話にしないと、本当のことを議論できないのでは

ないですか。

山内座長 今、政府全体として議事録公開の方針になっていますので、おっしゃるような形で。

光多専門委員 そうすると、何も言えない。では、まあいいや。とにかくでもそこはうまくやってください。とにかくそうしないと、僕は大体こういうシチュエーションで議論すると思っていなかったんです。もうちょっと倉庫みたいなところで、みんなでわいわい議論をすると思っていて、何かこんな速記とってやる話ではない。

では、まあいいです。とにかくそこは、まずK県がやったり、F市がやったり、そっちの方が我々ほるかに、自治体間ではそちらの方を見ながらみんなやっているわけですね。それで今マーケットはかなり乱れているので、3月までに我々はここで何ができるか、ちょっとあれですが、そこまでやってやるのか。例えば今美原さんがおっしゃたようなことはもうちょっと当然なんで、例えば第1回目でこれだけはまずもう世の中にとりあえず言っておくよという話で、少しずつ小出しというか、必要なことはやっぱり言わなければいけない。

例えば、先ほどの必要性和効率性の話というのは、これはちょっと完全に早く言わないと、3月まででも僕はちょっとまずいかなと思います。先ほどの必要性のことについては、これはここで議論する話ではないんですけれども、例えばバリューフォーマーが出ないから事業を中止するとか、こういうとんでもない話があるのが、例えば必要性和効率性を混同している例ですね。バリューフォーマーが出なければ、その必要性があったところで出ているんだから、クレームが出なければそれはそのPFIという方式ではなくて、既存の方式かまたは別途の方式という話になってくるので、だからそこは混同している一番の例ですね。例えばそういうところとか、先ほどの民間提案ですね。これは民間提案があるから、VFMがあったとか、そういう話とはとにかくこれはまずよくないということ、これはなるべく早くメッセージを出した方が僕はいいと思いますよ。

そこもこの中の議論ですけれども、完成品、どんな程度の完成品になるのかわかりませんけれども、そこまでちゃんとやってやるのか、やっぱり必要のところあたりを出していくのか、そこはちょっと一つの議論だと思いますけれども。ちょっと実態は少しなるだけ必要なことは早く出しておかないと。

山内座長 さっき、美原さんがおっしゃったように、固めていく、我々のコンセンサスというか、ここのところはこうだということ固めていくと同時に、光多さんおっしゃる

ように、一つ一つ色分けしていくという、こういうプロセスをつくる上で、それはそれであり得る話だと思うんですね。我々PFIの推進委員会としてここを考えると、そのところを混同するなおっしゃったように、頭でわかっている、実務的に混同してくるというのはよくありますよね。やっぱりその辺も少し実例でも出して、やっぱり公表した方がいいんじゃないでしょうか。

高橋委員 その意味でいいますと、議事録の公表で、特定の名前を出すかどうかは別としまして、議論のところは出すということを一回ごとに出す、後にまとめて出す、どちらですか。一回ごとに出されるんですか。

荻野補佐 今のところは、部会と同様に一回ごとに出すことを想定しています。

高橋委員 そうですね。そうすると、例えば議論が錯綜して、結論がまだ先になる場合はともかくとして、今みたいに明らかに一致するということを明記して、議事録ごとにそれを上げてもらえば、少しはよいのでは。

山内座長 詳細の議事録の議事概要出すから、そのところに今回の合意点とかあるいは我々のコンセンサスみたいなことで、今おっしゃったようなことを少し整理していくことはできると思います。今、最初の美原さんのご提案で、この辺をちょっと一、二回やろうということの中に今いろいろな意見が出てきて、一つはその効率性、必要性の議論もあるし、それから先ほどの制度設計というか、立て付けの時の問題とか、それがバリューフォーマネーにどうかかわっていくかというこういう問題の二つくらいの問題がある。それからどうも失礼いたしました。美原さんも光多さんもお指摘のように、自治体ごとにいる変わってきてしまって、恐らくさっきも美原さんがおっしゃったのは、多分、それを請け負ったコンサルの趣味で、ここを詳しくなったりとか、あるいはそのときの自治体の担当者との関係で、そういうところも非常に詳しくなったりとか、そういうことで濃淡があるのと同時に、解釈自体もかわっていると、それも光多さんおっしゃったようなことです。その辺はやっぱり、でも先ほどの美原さんのご指摘は、やろうと思ったらできるんです。幾つか、20ぐらいの自治体ごとのPFIの推進みたいなもの、バリューフォーマネーなんてどういう問題というか、齟齬というか誤解あるかと思います。

町田参事官 私はまさにおっしゃることは正論だと思っていますし、やるべきだと思いますけれども、ただ、作業的にどうかというのは担当の方から答えてもらいます。まず、各都道府県等、もしくは市町村が定めているPFI指針をどこが出しているかというところをまず押さえて、それをまず収集するということですね。

美原専門委員 必要となればスキャンすればよいわけで、半分は精査する必要はありません。というのは、国のガイドラインをそのまま書いただけのものも多いからです。半分は見る必要があるのは、もっとそれを深く展開している自治体がおられます。頭のいい人がいるんです。

町田参事官 その頭のいい人がつくったものを見て、それで整理をするということですよ。いずれにしても、まず全体を集めてみないといけませんですよ。収集したものをこの場におだししているいろいろとご検討いただくというそういう段取りでよろしいでしょうか。

美原専門委員 結構ボリュームがありますよ。スキャンしてやったほうが良いと思いますよ。全部やる必要はないわけですし。

前田委員 気になるところだけをピックアップしていただければと思います。公表するわけではありませんので。

町田参事官 それでは座長と事務局の方で相談をして、マネジャブルな作業にして、次回ご提出するという理解でよろしいですか。

山内座長 間に合えば次回に。

荻野補佐 次回までにできる範囲でまとめさせていただきます。

前田委員 ある時間の中でできる範囲でやってくださいとお願いする以外にないですね。

美原専門委員 あと忘れましたが、もっとおもしろい慣行がありまして、経済モデルを自治体間で融通しているケースがある。私、斡旋したこともあるんです。どここの自治体の誰々さんにいけば必ずもらえるから教えてもらってくださいと別の自治体にアドバイスすると、情報共有がなされ、知識移転もなされているわけです。自治体間でモデルや計算手法を共有していることになりますね。どこかのコンサルが使ったのを自治体間で共有しながら、その自治体はもうやるときはある程度これを発展させて自分のマニュアルとモデルを持ち、それを使ってやっているわけですよ。そういうプラクティスは一切表に出ていないですけども、個別に聞いてみればすぐわかります。結構なプラクティスだと思います。公表すればいいと思いますが、していないだけなんです。

光多専門委員 コンサルがやっているVFMの計算というのは、自治体の行財政をやっている人からすると、非常に使いにくいんですよ。実際の財政から見て使いやすいシミュレーションモデルはあるんです。だからそちらの方がレベルが高いんです。特にコンサルがやっている、削減率みたいなのをやっているやつは、あれはもうちょっとひどいわけだ

し、それから財政の人から見ても、自分を否定するような話だから、使いにくいしどうもぴたっとこない。

美原専門委員 本当にわかっていて、自分でコントロールして、マニュアルをつくっていて、完璧に理解している人が自治体にもおられて、そういう人たちから聞いてみると、ピンポイントで、こういうマーケットなんだということが正確にわかると思います。そういう人を呼んで話を聞いてみても参考になると思います。

山内座長 具体的に指摘していただけると。

美原委員 政令指定都市とか都道府県ですね。複数やっているところはそれこそプロみたいな人がいます。

土屋専門委員 私の方は民間側なんで、なかなかその公共の方でどういう取り扱いをされているかというのは、なかなか見えないんですけども、そもそも論を今されているので、非常にいいチャンスかなと思ってお聞きするような話なんですが、V F Mを実際にP F Iをやろうとしている公共側の方は、どの程度重要で、あるいはそれも数値なり結果に依拠して動いておられるのかという、その辺がちょっとよくわからないんですけども。

先ほど必要性の議論、効率性の議論というのがありまして、必要性の議論というのはもうそもそもこれを検討しよう、やろうとするときに、V F Mにかかわらず自治体の方で整理されていますよね。今度は導入可能性調査だとかV F Mの算定だとかというプロセスになったときに、後でP F Iやって失敗だったと言われないうためには、V F Mを算定して通常何%みたいな話あるんですけども、何%というのが出れば、それでもうその効率性のところも検証されたからP F Iに行くんだと。そうすると、そのV F Mの算定自身がそんなに詳細、厳密に本当にされているのかということところは、ちょっと私の方でよくわからないんですけども、その辺はどういうふうに官側に皆さんいらっしゃる方は多いんですけども、見えておられるのかという、ちょっとそもそも論で恐縮なんですけれども、その辺をちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

光多専門委員 そこは、本当にコンサルに任せて、だから僕は非常にこのバリューフォーマネーをまずくしているのは、可能性調査だと思うんですよ。あれは必ず可能性調査からスタートするケースもあって、これはひどいですよ。要するにP F Iの可能性、これ論理矛盾だし、そういう点でいくと、コンサルに任せて可能性調査で内閣府の補助をもらってやる。これは本当にいいのが出てこないですよ。彼らが実際の方が本当に自分たちの中で、自分たちはこれだけできるとか、それで民間はどうだという話をしながらつくって

いくというのは、そこは実があるものがありますよね。

だから逆にいくと、この前の土屋さん、公表問題をした。僕は公表するというのはどういう論理ですかと言ったんだけど、今お粗末だから公表できないという面が非常に強いわけですよ。本当に実体があるやつは、これは逆にいくと公表しようがないというか、非常にいろいろな行政の中とか、それから民間が例えばこのマーケットをサウンディングでもやって、これはこうだという話が全部入っているわけですよ。本当に実がある話。だからそのところは、かなり自治体によってばらつきが出る。要するに、結論でいくと、実際の行政が自らやったものというのは、非常に手づくりで実があるのが結構ある。ただそれは恐らく、どうでしょう、2割とかそんなものかもしれませんね。

土屋専門委員 ちょっとよもやま話みたいになってしまうんですけども、よくコンサルの方ともお話しはできるケースあるんですよ。そうすると、やっぱり各行政にとってみれば、その出発しているからとにかくPFIを完結したいと。そうすると、導入可能性調査なのか、VFMの算定なのかわかりませんが、とにかくVFMが出るような算定というふうにどうしても傾いてしまう。そのときに、聞かれたことあるんですけども、では例えば削減率とかありますよね。そうすると、官でやったときと比べて、民間ベースのPFIでやったときに建設工事費はこのぐらい下げていいですかと。ただ、なかなか下げる理由がないので、では例えば、設計・施工一体だから効率的な施工もできるし、そういう理屈づけで何%入れてもいいでしょうかねとかと聞かれるケースあります。

それから、例えば割引率という考え方もあって、それだってその利率の設定によっては、かなり数字が大きく違ってきてしまいますから、基本的にはVFMも目的論というか、こういう結果を導くために一通りやるというぐらいで、VFMをよく結果がわからないけれども、やってみて、結果によってやるとかやらないとかと実際にやられているのかなというところが非常にちょっと我々にとっては見えない、疑問なところなんです。それで、結果でVFMを逆算すると、我々とんでもない手の届かないようなコストが入っていたり、そういうこともありますんで、だからその辺が本当にVFMの議論は議論としていいんですけども、その運用のされ方がどうなっているのかなというのは非常にちょっと気になる場所なんですけれども。

美原専門委員 要は、形骸化、形式化し、本末転倒ということなんですよ。ガイドラインは基本方針の考え方を実務に落とし込んでいるのですが、特定事業評価に際し、バリューフォーマネーの有無を評価する、確認する、確実に出るか否かを検証しなさいということ



をガイドラインは言っているわけです。公的主体にとっては、これはやはり守らなければいけないルールということなんでしょうけれども、実際やっていることはやはり本末転倒で、そもそもバリューフォーマネーの位置付けがおかしくなってしまうてきている。これを直して、本来考えるべき方向に管理者をもっていく様に彼らの意識を喚起することが必要なのではないでしょうか。というふうに私は思っているわけです。

ちょっと話は変わりますが、最近英国はどういうふうに変化してきたか。英国も変わってきていますね。英国ではバリューフォーマネーの考え方も、微妙に変化し、少なくとも現在はバリューフォーマネーの数値としての有無は大きな議論の対象ではない。一定の調達プロセスから生みだされる結果としての価値により着目するようになってきています。だからこそ、バリューフォーマネーのドライバー、即ち何が価値を生み出すかにより注目しています。数量的、計量的な要因だけではなくて、バリューフォーマネーは費用と質の最適な結合から生まれてくるという考え方をとっていますね。ですから、計数的な価値だけではないわけです。定性的な価値も判断しながら、バリューフォーマネーを公共調達のプロセスそのものに着目し、それが生み出す価値として把握するわけです。けれども、面白いことにバリューフォーマネーが出なければ絶対やってはだめと言っていることは変わっていないわけですよ。数値ではなく、概念として主張している様にも思えますが。

このように、どういうふうにVFMを位置付けるか次第では、公的主体の行動が変わるかもしれないし、形式的にVFMの有無の厳格な検証だと言ってしまうと、やっぱり誤解してしまうかもしれない。当初から現在に至るまでやはり我が国では混乱はあったし、それはしょうがないかもしれない。当初はやはりよくわからなかったからです。でもだんだんこれだけやってきたら、どうあるべきかに関しては理解のレベルも向上しているわけで、もう一度整理して、みんなでわかるような内容にしたら良いのではないかなと思うんですけども。

前田委員 今の美原さんの議論を私流に解釈すると、土屋さんがおっしゃったことに関してプロジェクトごとに違いがあるということになりませんか。日本の場合、コストオーバーラン、タイムオーバーランがないという前提で公共工事をやっていますでしょう。だから、リスクの転嫁といいますけれども、実際のところリスクはないわけで、イギリスのようなやり方で計算してもVFMが出ないのではないのでしょうか。そこについてVFMが出ることを期待していないのですが、現実はそのコスト縮減がVFMの源泉のようにな

っていますでしょう。今土屋さんがおっしゃったことのようになってしまいうけですよね。

建物の場合はどこにVFMの源泉があるかを見るんですか。僕は自分の生まれ故郷であるところの近江八幡の病院がこの10月で開院するのですが、あそこは内装を見ると、デザイナーを入れています。仮に、公共工事で病院をつくったときに、デザイナーを入れないと思います。だとすれば、美原さんがおっしゃった価格とクオリティとを見たときに、公共では全然積算していないコストが入っているのです。だから、1個1個何か見ていけば、違っただろうなという感じがしています。

病院の例では、各業務毎のばらつきの調整を今までは病院の事務局がやっていたんですけども、PFIではそれをSPCが受けるわけですから、これをマネージしてくれるというのはバリューなんです。それを幾らと評価するのかわかるというところは経験がなくて、高知医療センターで民間に委ねてみて、初めてこれは大変な業務だ、ここにはすごいバリューあるということがわかったのです。

現状で見れば、VFMを出すためにコストをたたきやすいところをたたいているに過ぎないわけですね。一つが建築コストですが落札率が下がっているご時世ですので、将来的にこれがVFMの源泉になるということはないのでしょうか。建設費でVFMは稼げないとなると、調達のところですけども、病院に関して言うならば、医療制度が変わって薬品等の調達に関して市場原理が働くようになれば、価格は収束していくことになるでしょうから、VFMが出ることはないのですよ。

それぞれのプロジェクトで、どこにバリューの源泉があるのかという議論は冷静にやればいいと思います。存外、評価されていないというか、評価が非常に難しいのは、使う方の目線で、オペレーターの方で設計がされているかどうかという点だと思います。今まで分離発注ですので、この点の重要性を十分意識したことはないと思います。この点で申し上げますと、オペレーターが中心になって出してきた複合施設の提案というのは、非常におもしろいですよ。こうした提案には必ずや素晴らしいバリューがある、というのが私の感想です。他方で、このサービスの質を加味したVFM評価というのは、どういうふうにかんがえたらいいのかということもあります。要求水準以上のサービスを提供するというのは、オーバースペックではないかということが問題になってきます。ですから、何かこの辺についての議論はちょっと整理しておきたいのです。土屋さんがおっしゃったバリューの源泉をどこに求めるのかという議論と、バリューフォーマーでいうところのクオリティの評価をどのように評価するのかということの重要性を痛切に感じます。

土屋専門委員 VFMでいろいろな各論をどんどん詰めると、何か計算はこうあるべきだということにもなりかねないですよ。だけれども、VFMのそもそも論というのは、公共が実施したのと比べて、民間に移管して何らかのメリットが期待できるというところだと思うんですね。ところが今ほとんどはVFMというとなん%だとか幾らだとかということで、総額のお金を下げる部分なんです、先ほど前田先生がおっしゃったように、設計というか施設整備という比較的簡単というか単純なこと一つとってみても、実際には要求水準という抽象的なものが出て、それを具体化するのにいろいろなレベル感があるわけですよ。そうすると、そもそも論でいうと、同じサービスをより安い価格でやるか、同じ価格でよりよいサービスということもあるわけで、そうすると、パーセンテージは下がらないけれども、要はオーバースペックの問題は別にすると、いい物をつくってくれたからそれが価値ですよという議論も当然あってしかるべきで、あるいはそういう競争もあってしかるべきだと思うんですけども、実際にはもう少しでも安くとか、何%とかという議論になってしまっているということだろうと思うんですけども。

高橋委員 土屋先生がおっしゃっていたところ二つありますよね。2点で。同じ内容のものがより安くできるかと。もう同じ価格ならばより質が高いかどうかと。これはもう実は当初から同じ議論というのはずっとあるんですね。ありていに見ますと、後者の方の主張というのは、どちらかという民間の業者さんが、そういうこともあるんじゃないかと言っておられたんですが、実は具体的な中身ですね。どう考えるべきかというのが全然ないものだから、議論も進んでいないと。

この点、単純にケースを考えますとそれだけであれば、要はさっきの公共性原則のところにもかかわってくるんですが、公共にとってそれはいい物であるかという判断があったとすれば、では同じサービスレベルに合わせたときに、どちらが優れた方法なのかということだけであれば、片一方はつまりAとBという二つの提案があったときに、Aには入っていないBの方の要素があったとしますね。そのときはもうこれは例えばXというサービスが要件にあった場合に、そのコストは要するに片一方だけにあつたらそれをのっけてみて、それで比較するしかないんですね。ほかにも方法はあるかもしれませんが、一番単純な方法というのはそうなんです。そういう議論を実は進めていけば、具体的な手順というのはあり得るんだろうと思う。だけれども、そういう議論がなくて、ただ同じ値段で、あるいはちょっと高くても、もっといいサービスがあるんだからいいではないかという議論というのは、進みようがないんですね。公共側ではそんなものは採用されません。それは

議会でたたかれるかもしれませんし。

難しいのは、サービスの評価というのは、P F Iに限らずどこでもそうですけれども、そのふさわしいサービスのレベルなのか。これはマーケットで成立しないと、なかなか正当化できないわけです。だから、現実にその指標をつくっていかないと、これは結論は出ませんよね。そういうのもあるんじゃないですかと言っている限りでは、これは解決しないんで、それは本当に必要なかどうかというところをやっぱり具体的に積み上げる方法を提示しないと議論は進まないんだろうと思うんですよね。

山内座長 少し整理すると、最初に基本的な議論といいますか、そもそも論を固めましょうというお話とか、あるいはその中で我々が合意できて、すぐにでもこの社会的に訴えた方がいい物は逐一出していきましょうというようなお話があって、その辺は皆さんまずはご同意いただいたと思うんですよね。ですから、今回と次回もそうでしょうか、基本的なことをもう少しやるということで、基本的なことであぶり出して、このところはすぐにでも我々としてアピールするようなことは項目を挙げていく。そういうやり方、進め方としてはそういう進め方にしましょうとこういうことになったわけです。

それで幾つかあって、現状を把握しましょうというさっきの話がありましたけれども、自治体間でいろいろな問題点とか、あるいは場合によってはベストプラクティスみたいなものがあって、それを普及することも一つのやり方だということはある、これは一つだと、それから立て付けの問題で、フィージビリティスタディーの位置付けとか、フィージビリティスタディーがあるがゆえに、バリューフォーマネーがゆがんでしまっているのではないとか、あるいは行政、フィージビリティスタディーをやって始めてしまうと、とても硬直的になって、それでもって突っ走ってしまう、その問題点とか、幾つかは指摘されて、そういったところもあるのかなと思いますけれども、今我々議論していることの非常に重要なポイントは、どこでバリューフォーマネー出ているんだということをきちっと把握しましょうという話で、これは幾つかの切り口を言われましたよね。サービスと価格の組み合わせでどういうふうになるのかとか、あるいは具体的に例えば建物をつくるのか、サービスのクオリティーなのかと、さっき前田さんが言っていたみたいに、例えばコストオーバーランとかタイムオーバーランみたいなものを入れない限りは、なかなかもう建物のコストでこれ以上下がるというのはこれからはできないときに、ではバリューフォーマネーをどこで見えていくかというそういう切り口もあるし、いろいろな切り口があって、その辺議論は進んできたかなというふう思うんですけれども、これはなかなか、整

理をもうちょっとしないと、結構多元的な議論に今聞いている限りなってしまっているの  
で、少し整理が必要かなと思いますね。

美原専門委員 それと評価された時点、時系列的な問題もある。あとでポストアプレイ  
ザルでやればできる。

山内座長 やっぱり事例がふえてくると、類型化とか。

美原専門委員 過去の経験なんかをフィードバックできると思うんです。

山内座長 それがやっぱり必要だということですね。

光多専門委員 これは問題提起として、ちょっとひとつベースとなる話で、ひとつして  
おいた方がいいと思うんですけども、そもそもPFIって何かというのが、もう一遍ち  
ゃんと振り返っておかなければいけなくて、例えば、先ほどバリューフォーマネーが出る  
出ないという話のときに、では例えば一括発注だから出ると。そうすると、例えばヨーロ  
ッパでいくとCMを使いますよね。ですから建設だけだったら、CMでいいわけですよ。  
だからCMをやっぱりそれはPFIとは違うんで、やっぱり我々今バリューフォーマ  
ネーの源泉って何かというのと、やっぱりPFIって何かというのをやっぱりきちんとして  
おかなければいけない。やっぱりそれはライフサイクル、やっぱり設計から建設から運  
営からファイナンスという、ここをやっぱり一括発注どころか全体として一つの形に任せ  
ますよと、そこを比較するのがそのバリューフォーマネーですと、そこをちょっときちっ  
とこれは一押ししておかないと、何かとんでもないPFIもあるわけだし、そんなのもバ  
リューフォーマネーの計算の中に入ってきたりして、まあそれはそれでいいかもしれませ  
んが、ちょっとPFIってそもそも何かということ自体、ちょっと相当私は混乱している  
面もあると思いますから、そこの辺もなるべく早く私は意思統一してメッセージを出した  
方がいいと思いますね。

山内座長 ファイナンスといったらPFIとか、その運営のPFIとか、やっぱりいろ  
いろな変なのが出てくる。

光多専門委員 ファイナンスがつかないことはあり得ないわけですよ。それはただプラ  
イベートファイナンスがつかないこともあるわけだし、ただどちらにしてもお金は動くこ  
ろもあるわけだし、それから何らかの形で、例えばそこにモニタリングが起これば、何  
か金目な話がここに書かれてくればいいんだけど、だからそれぞれがライフサイクル  
ごとに少しずつ、やっぱりそのPFIって何かというのをきちんとしておかないと、多  
分議論がずれてしまうと思いますね。

山内座長 今おっしゃった要素で言うと、一つはライフサイクルというか、単なる一括発注ではなくて、例えばファイナンスと設計とか建設とかという、いろいろな多様なもの一体となった統一性とか、何か一つそういった切り口ありますよね。そこからそれがPFIの言い方はいろいろあるかわからないけれども、本質の一つということだとすると、そこからどこまでずれていくのかとか、あるいはその中でどこが一番重要でバリューが出てくるのかというのは、割合あれですよね。そういう軸でとらえた方がとらえやすいかもわからないですね。さっきのお話ですね。

高橋委員 ちょっとよろしいですか。さっきバリューフォーマネーの源泉ということで、これは絶対的に正しいということではなくて、従来いろいろ議論に出た要素を申し上げますと、まず現物ですね、リアルな物の単価、この辺が安くなるという発想がありますね。しかし、この点については、官僚制度の云々という人から出てきやすい議題なんだけれども、これはもう当然時間がたてば、あるいは経験が経れば、こういうのがなくなってくるわけですね、将来的には。

その次、サービスの単価、サービスだけの単価ですね。これも同じことなんです。やっぱり皆さん事情がわかってくれば、当然に単価は安くなってくると。したがって、PFIだろうと何であろうと、そのところのメリットというのは将来的にはなくなってくるかもしれないと、そういうものだろうと思います。

その次に、今光多先生がご指摘のように、組み合わせによるメリット。例えばこれは先ほど病院なんか出てきましたけれども、縦割りで医療関係と物流というのがそれぞれ別個にあまり相互の関係がなしに行われて、両方に在庫があるとか、例えばそういうことがあって、その部分が一義的にとらえられて一つのところで統一的に管理されれば、無駄がなくなるとこういうこともありますし、ともかく分野ごとの縦割りを廃した組み合わせによるメリット、ここが源泉になるだろうと。これも確かに官僚的なのという言葉からすると、縦割りになりやすいんでしょうけれども、これもなくなれば、完全になくなるかどうかわかりませんが、かなり改善はされてくると。将来的にはPFIのメリットとしてなくなってくる。あるいはなくならないまでも、減少してくるかもしれない。そういうことなんだろうと思いますね。

その次は、ライフサイクルですね。単年度で締めていって、物事すべてを解決していく場合と、複数年度、特に一つの事業の期間全体を見ることによって、様々な資源配分であるとか、あるいは事業計画、そういうことを含めてやりますと、当然メリットがあるでし

ようと。あるいは資金的なコストの配分もうまくいくんではないかと。そういう意味で、ライフサイクルコスト、こういうことが利益を生み出す源泉になり得ると。

あと、もう一つ、宮本先生の意見の中にもありますけれども、早期実施によると。これは本来的にPFIかどうかというのはわかりにくいところがありますけれども、現在の日本の公共の財政状態を見れば、社会的に必要な事業が実施できないということを解決すれば、それなりに社会的にメリットがあって、より大きな付加価値を生み出し得るということはあるだろうと。ただ、ちょっと今日の資料で後で議論になるかもしれませんが、単純に税金がプラスかマイナスか、ちょっと違うんだろと思います。ただ、早期実施による付加価値の増大ということは、当然あり得るだろうと。そうすると、官ができないことを民でできるという一つの類型にはなるだろうと。これも一つであろうと。もう一つはリスクでございますが、ただリスクはいろいろな次元の話があるので、一概には言いにくいんですが、第一のレベルでいいますと、官が認識していないようなリスク、これは例えば事例で前から申し上げているんですけども、昔、人工衛星が落ちましたと。失敗しましたと。そのときものすごい新聞でもたたかれた問題があるわけですね。でもこのところは、本来は実は外部で保険をかけるか、自家保険をかけるかという違いなんですね。要するにトラブルは必ずあるわけです。それを認識しているかしていないかという問題なんです。そうすると、どういう違いが出てくるかという、それに対応して、計算を官側はしていないだけなんですね。そうすると民の方はそのところを、例えば保険でかけるとすれば、コスト的違いになりますから、例えば適切な調整をすべき対象項目になります。単純に言えば、形式的にはそういうのはまず大丈夫。

もう一つは、実質的な意味でいいますと、要するにリスクを認識していない人は、より大きな打撃を受けやすいんですね。実は非常に簡単なことなんですけど、リスクを管理する、しやすいといいますか、できる人がやった方がいいというのは、要するにリスクをちゃんと認識しているからいい結果が出るんですよという側面がありますね。そういうところもあります。これはむしろ、町田さんあたりにお伺いしたいんですが、官僚無謬主義という言葉がございまして、官僚無謬主義というのはどういう意味なのかよくわかりませんが、それがリスクがないんだと、どうもそういうふうを考える向きもあるのかなと。そうすると、リスクなんかないんだということからかかりますと、人工衛星なんか落ちるわけないんだと、こういうことになってしまうわけですね。だけれども、現実はそうではないですね。そういう意味でお考えなのかどうか。あるいはもう本来の官僚は間違いをしてはなら

ないという意味でおっしゃっているのか、どうも私にはちょっとよくわからないんですけども、前者の方の意味であるとすれば、リスクの把握の仕方によるコストの違いが当然あり得るだろうと。こういうのがやっぱり源泉の一つになってくるのかなと思います。

リスクについて、もっとほかにもいろいろありますので、ちょっとそれだけではないと思いますが、リスクも一つの源泉の一つで、単に移転するかどうかだけではなくて、そのリスクを受けとめる中身もいろいろさまざまなレベルでありますので、その辺のところも、ただ、これは民間だから100%いいのかというと、そうでもないですね。民間も様々でございまして、単純に民間だからいいんだと言えるわけではなくて、要するにリスクを認識して、その対応ができるところが初めてそのバリューフォーマネーのプラス要因を提供できるんだということになるのかなと思います。

ただ、何かいろいろばらばらに申し上げまして、なかなか統一できていませんけれども、以上のようなことが今までの議論の中で、必ずしも統一的ではないですけども、バリューフォーマネーの出てる源泉として言われてきた要素かなと思います。

山内座長 高橋委員、かなりばらばらにおっしゃったけれども、私の耳には非常に明確にそのバリューフォーマネーの源泉を分類されて、将来的にどうなっていくかということも含めておっしゃったと思うんですが、最初のリスクの官僚問題もまた別途議論するとして。

そのときに一つ思ったのは、要するに外部効果と直接効果みたいなものを経済学者はよく言うんですけども、PFIをやることによって、例えばその競争性が高まって最初におっしゃった、物の値段がだんだんとマーケットプライスに収束していくだとか、あるいはこういうやり方をとることによって、役所の行動が変わって、縦割りはなくなりますとか、そういったことで初期ではバリューフォーマネーの源泉であったけれどもだんだん変わってきますというのは、直接的なものと、今言ったように間接的なもの二つあって、結局間接的な力が大きいとマーケットに収束していくのかなという感じを持つんですね。

でもリスクの問題は恐らく残る。もちろん今のおっしゃったような、ある意味では間接的にお役所的にはリスクというのはちゃんと認識していないとか何とかというのがわかるようになりましてとか何とかというのはあるけれども、ただそれを恐らく最終的にもやっぱりだれが負担するとか、マネジャブルな主体はだれかとかというのは、結局最後まで残るのではないかなと思うんですね。だから少しおっしゃるようなことで言うと、リスクの源泉というのも少し性格が違うものも幾つか含まれていて、その辺もちょっと見る必要が



あるのかなというのが、私の今の感想なんですけれども。

あと、もう一つの感想は、我々こうやってバリューフォーマネーの源泉の分析みたいなものは、どういうふうにするんだということをここで議論して、それをどう使っていくかなんですね。例えば、さっきのおっしゃった立て付けとか、最初の制度設計というか、PFIのそもそものスキームをどうつくっていくかという問題に絡んでいくと、恐らく今我々いろいろな蓄積の中で、どこでバリューフォーマネーが出ているかという分析をしておくことが、そういったそのスキームの設計に役立つような、そういうようなことを考えなければいけないのかなと思って、そのために例えばPFI推進委員会とか、あるいは事務局みたいなところはデータを集めて云々の話もあるでしょうし、それからそういう意識を、やる方、自治体の方に持ってほしいとか、だからバリューフォーマネーだったらこういうことを考えてほしいとか、何かその辺のことも少し言わなければいけないのかなという感じを持ちますけれども。

前田委員 バリューフォーマネーの源泉について、100%完璧なものをつくるのは相当難しいんだろうと思います。例えば調達のところでは仮にというふうにはバリューフォーマネーの源泉があるとするならば、それは調達方法が自由だから、当然そこで安く調達できるであろうというのは合理的な推測が働くわけです。まず制度上の制約の有無との関係で幾つか整理できないものかと思います。また、業務を管理をしていく上で、うまく管理ができないリスクについて、もし公務員が担当するのであれば、手続き違反等のある場合には懲戒制度による抑止効果があると考えてきていました。他方で、民間であれば必ずうまくいくのかということ、それはそうではありません。仕組みが悪いと、モラルハザードをすぐ起こしてしまいます。ですから、官が行うにしても民が担当するにしても、どちらであってもリスクは残るんだよということを書く必要があると考えています。

金額面だけでバリューフォーマネーを算定するのは、決して簡単な話ではないと思います。他方で、説明責任を果たそうとするときに、広い意味でのクオリティーということで説明をしようとするならば、今申し上げたモラルハザードが起きないような事業の仕組みが構築されているかどうかについても説明する必要があります。そして、この点は審査のときに十分に検討すべき問題だと考えています。例えば調達についていうならば、単年度予算の制度の下での従来の入札制度ではできなかったところを、こういうやり方をやるのでそのメリットが出るのが期待される、という説明をすることになると思います。ですからPFI導入を検討する際には、バリューの源泉を意識した上で事業を組み立てるとい

うことは必だと思っています。

これと非常によく似た点ですが、美原さんがおっしゃった事業評価の問題あります。事業評価とバリューフォーマネーとは、どういうふうリンクするのですか。弁護士の頭でいいますと、要求水準未達であれば、それは債務不履行の問題になるんです。ですから、その事業を開始後、例えば2年とか3年をめでにPFI事業の評価をして、PFIで実施してよかったというか悪かったというかは、何を評価すればいいのかだということを決めない。バリューフォーマネーが出るということは、単に出発点が決まったということだけですよね。

病院なんか簡単なんです。病院はなぜかというと、本体がいい病院になったかどうか。医療の質がよくなっているかどうか。経営で見たときによくなっているかどうか。それに対して有効にPFIが支えているかどうか。その一点だけなんですよ。だから極めてわかりやすい。しかし、それ以外の場合、一体事業評価をどのようにするのかといつも思っています。

土屋専門委員 ちょっと参考になればと思っているんですけども、バリューを出したり、あるいはコスト高になったりというのは、いろいろ星とり表が多分あると思うんですけども、官がやっていることを民に置きかえただけでも、バリューが出るということもあるんだと思うんですよね。例えば官の直営だとか、直接雇用とやっぱり民でやるケースというのはかなり違うと思います。例えば、官でいろいろな引き合いをとるときにも、権限の問題だとか、予算を持っていない限りはそんなことできないという話、ところが民間であれば、通常の営業の話で幾らでもそのときどきの価格をとったり、ただでプレゼンをさせたりとか、それはもう何でもできます。ですから、そういう意味では官が制約を持ってなかなか自由自在にできないところを民でやるということだけでも、多分メリットは出る。

それからもう一つは、やっぱり官でいろいろな現業の方を直庸しますよね。そうするとそのものだけで残念ながらコスト高になっているというケースはあると思うんですよ。それが民でやれば、それはもう民の平均的な水準でおさまると。例えば、最近だと学校給食なんていうのは、随分外部委託をして、あるいはPFIでやるというケースあるんですが、どこが一番違うかということ、例えば賄いの方々の給与と民間で同じ水準を保つために雇う人と、極端な話、5割とか10割違うと思うんです。ですから、そういう意味では官でやってドラスチックにできないんだけど、民でやるとその辺がドライにできるということ

るがあるんで、それは可能性はあると思うんです。ただ、今度は例えば食中毒のリスクがあるとすると、民でやる場合にはそれを自分で引き受けられないですから、やっぱり何らか保険だとかの手当をつけるわけですね。そうすると、それは外出しのお金としても明示されてしまうから、官でやるところと単純比較すると、官は別に保険かかっているわけではないですから、その分は高くなってしまいます。だけれども、同じ事故が起こったときに、官は補償しないかといったら、補償するわけですよ。あるいは同等以上に補償するから、結局税金でそれを使っているということになりますから、だからそれをイコールフットイングというのかわかりませんが、そういった違いを加味していただいて、ただいいところが相対として多いというか、残るんであればそれはV F Mは出るのではないのかなと思うんですけれども。

光多専門委員 土屋さんのおっしゃったところは一つやっぱり非常に根っこの話で文化だと思っんですよ。今、土屋さんおっしゃったところはフランスでの考え方ですよ。やっぱりこれはもう本当に歴史、文化がやっぱり官より民がやる方が、具体的事業については民がやる方が優れているというふうに、何か大前提の一般的な一つの合意があるわけですよ。だからフランスの場合は、V F M計算というのはほとんどやっていません。もう必要性さえあれば、必要性がまずあったところで、では基本的にはやっぱり民の方が優れているという大前提ですよ。だからそこはV F M評価というのは参考数値であって、事柄の定性的なところで判断しているわけですね。

イギリスの場合はやっぱりそのところは、やっぱり官も頑張るしやるでしょう。ただ、ではその中でフランスもやっぱりV F Mの計算を参考までにやっているし、イギリスはかなりやっているわけですよ。何の意味があるのかというと、やっぱりバリューフォーマネーの計算をしながら、そこで事業の組み立てをして、それがO Sに入って、それからモニターに入っていくと。だからそのためにもつくっているわけですよ。だからある面で行くと、本当に官民比較ということだけではなくて、その全体のもっとライフサイクル全体について、骨格を決めてここでみんなで合意して、最後モニターまでやっていくという話ですから、今おっしゃったのは根っこの話だと思っんですよ。

土屋専門委員 そういう話をしていくと、結局は行政のスリム化みたいな、そういうまた制度的な別の意味になってくるのではないかなと思うんですけれども。

光多専門委員 それはさっきの話で、例えばP F I、例えば民間の方が安いと。今新聞等でもありますように、公共事業の落札率がものすごく下がっていますよね。そうすると

ある面でいくと、P F Iの役割は十分果たしていると思うですね。だからあれだけ下がってしまつと、例えば建設という形が目的とすれば、P F Iをあえてややこしいバリューフォーマネーとかコンサルタント費とか払ってやる必要はなくなってしまう面があつて、ああいうのを見ていくと、P F Iは十分役割を果たしたと言えるかもしれません。

高橋委員 ちょっと今の点でよろしいですか。土屋専門委員のご指摘の点の特に最初の方の部分というのは、つまり官側、つまり従来の公共調達の中で、コストを特に見えないコストを計上していないのではないかというところなんですね。そこは当然認識がされていて、P F Iの場合には適切な調整って非常にあいまいな言葉になっていますけれども、本来先ほど人工衛星を出しましたが、リスクであったり、あるいは本当にコストがあつただけけれども、計上されない。例えば人件費の中の間接コストのようなものですね。本来、組織をつくれればかかるわけですね。そういうものが入っていない。そういう計算をきちつとしましょうよと。民間の場合に、当然そういうことは考えて受注するわけですね。そこで違いが出てくる。

特に、公認会計士の方だったら当然だと思えますけれども、例えば京セラの稲盛さんが、会計がわからんで会社が経営できるかということなんですが、会計がわからんで、公共事業ができるかと、こういうふうに置きかえていいと思う。そういう意味でいいますと、最後に先ほど土屋さんが行政のスリム化とおっしゃったけれども、スリムであるかどうかは別にしまして、行政の質の向上を図るには、実は必要な能力といいますか、技術が必要なんですね。それは今まであまり鍛える機会がなかった。私は当初から実をいいますと、P F Iというのはその練習台になるなというふうに思っております。先ほど光多先生がおっしゃったように、だんだん慣れてくればコストが下がってくる。そうするとP F Iはいらなくなるのではないかとということなんですけれども、そうすぐにいなくなるのではなくて、そうすればそれでまた新しい運営体が出てきて、よりよい行政のプロセスというのが生み出されるべきなんではないかと思えますけれども。

美原専門委員 今回の議論はやっぱりP S Cのあり方ですよ。その前提としての官民間の競争条件の均一化ということでもあるでしょうし、その中でかなりご議論できそうです。

それと、競争条件の均一化からいうと、労働単価の問題で労賃の官民格差だけで評価するというのは、ちょっといろいろと問題があります。そこに本当にバリューがあるかどうかですよ。本当は条件を均一化した上で評価して、仕事のあり方とか仕組み・手順など別の所に、付加価値を求めた方が建設的ではあります。ただそれは恐らくこの第 フェー

ズのP S Cとか、そういうところでご議論することになるのではないのでしょうか。

光多専門委員 P S Cですけど、例えばフランスがバリューフォーマネーを一番中心的な位置に置いていなくて、参考資料に置いているんだけど、やっぱり自分たちはC C Tやっていないんだと。官のコストをやっぱり相当投げうっていて把握するというをやっているんだと。イギリスのバリューフォーマネーというのはまたとんでもなく、さっき美原さんがおっしゃったように、非常にレベルが高いところまで行っているわけですね。もうちょっと追いつかないと。だからやっぱり日本でいくと、まさに我々もC C Tやっていないわけですよ。官のコストを十分把握していないわけですね。そこでかなり一生懸命背伸びして今バリューフォーマネーをやろうとしている。だから、ある面で行くと本当に、これ今からこんなことを言うとおかしいんだけど、本当に官と民とのコストと質の比較というのが、バリューフォーマネーの計算なのかどうかという形も、実は一つの議論としては国際的にはあり得るんですよ。

土屋専門委員 市場化テストとかは、別の形の外部委託が、あるいは民間委託が進んでいますよね。ですから業務が単純であれば、もう難しい議論をしないで市場化テストをやって結果を見られればいいということにもなりかねないと思うんですよ。ただ、P F Iで民間に委託しようと思っているのは、もう非常に複雑多岐、あるいは結果もなかなか見えないから、やってみて出ないからやめたということになると、社会的な応募コストであるとか、官側の準備コストであるとか、非常にやっぱり無駄が出てしまう。だからそういう意味ではV F Mというのは、あらかじめP F Iでやっても結論としてメリットが出るんではないかというような事前のテストには十分役立つし、ぜひそういう意味ではやっていただかないと、やったはいいいけれども、当選したはいいいけれども、結果がまずいからキャンセルと言われると、我々の方は非常に痛手になってしまうというところがあります。

山内座長 随分議論していただいて、さっきも中間的なまとめをやったので、繰り返しませんけれども、バリューフォーマネーの源泉というのは何かとか、そういうことを一度把握しましょうという話は、もうこれは皆さん恐らく合意したんだと思うんですね。さっき高橋さんは一つの分類をされたし、それに対しての幾つかのコメントが今入ってきて、高橋さんの分類が恐らく基本であって、それについてのいろいろな付帯的な考え方はこうだよという意見は今いただいたところだと思うんですけども、あと、今光多さんの発言の中に、ちょっと問題提起があったのかなと思ったのは、バリューフォーマネーは本当にどう使うんだというその辺の。

光多専門委員 どういう位置付けかですね。

山内座長 どういうふうに位置付けるのかという、その辺をやっぱり我々として一つきちっとしておかなければいけない。

光多専門委員 何か中心にするものなのか、参考資料なのか、今のところ形骸化している面もあって、本当にどういう位置付けなのか。床の間に座るにとしてはVFMは恥ずかしい。

山内座長 そもそも論もあるけれども、ただ今回我々バリューフォーマネーのガイドラインを見て反省しながら、ここをこうすべきだと議論した最後のときに、これだったら床の間に乗せてもいいんじゃないかとか、あるいはこれはやっぱり参考だよとか、何かそういうこともあると思いますよね。

高橋委員 ただ、今の点だけについていいますと、イギリスやフランスの事例はございますが、PFI法上、要するに事業前提のところの必須条件になっているから、ともかく結論をきちっと出すと。要するにそうすると内容の問題ですよ。数合わせで格好だけつけているということなのかどうか。それは当然許されないわけですけども、今みたいに及第点というのをどの辺で線を引くのかと。あるいは考慮すべき要素をリストアップして、それだけはちゃんと確保できたと、こういうようなことを明示してやらないと、実務的には困ることがあるでしょうね。

山内座長 やっぱりそういう意味で言えば、ちゃんと法律があるわけだから、きちっと床の間に乗れるところをどこまでいくまでいくか、それを我々議論しなければいけないところですね。

美原専門委員 やっぱりこれは不確実性というのはありますから、合理的な期待値なんでしょう。ですけども、その合理的期待値をもって管理者がこれだったらできるという自信と合理的な信頼があり、当然それを市民に対しても同じ説明ができる自信があるからやるんでしょう。それだったら床の間に置いてもいいという感じになりますよね。でも、それは保証値ではないし、絶対値でも絶対あり得ないし、この点は間違えてはいけなわけです。ただ、その説明責任は恐らく管理者にゆだねられるのでしょね。そのことにより、自覚を促すことによって、質がよくなると思いますよ、多分。

土屋専門委員 先ほど光多先生も言われたように、例えば官の負担であったとしても、水光熱費とかというそういうエネルギーコストがあるわけですよ。ですからそういうものも加味すれば、施設でイニシャルでお金を使って、ただトータルでは安いとかそういう

のは出ると思う。ただ、水光熱費まで提案コストに入れられてしまうと、今度我々が責任を負ってしまうような話になるんで、それはなかなかちょっと厳しいところがあるですけども、ただ、トータルではいろいろなつくり方の巧拙というのはあると思います。

光多専門委員 箱物のときはフランスはかなり箱物に近いわけですよ。そのときのそのバリューは何かというと、先ほど高橋さんおっしゃった早期実施です。今の中でいくと着工できないと、だから今財政苦しいし、特にフランスの場合はこれとこれをやる。だから必要性がきちっとしているからですよ。全体としてこれは国としてやりますよと。だからそれは今できないから、ではPFIを使ってとにかく間に合わせると、国民は望んでいる。それは必要性がしっかりしているからですよ。そこの早期実施というのは一つ大きなバリューとなる。

土屋専門委員 それともうちょっと細かい話になってしまうんですけども、PFIで我々設計施工すると、全部コントロールできるわけですよ。そうすると、そういう意味でも例えば資機材の早期発注であるとか、建設機材の早期手当であるとか、それはかなり自由自在にできますんで、公共であれば基本的には分離発注あるいは年度ごとの予算の発注ですから、そういう自由度というのは随分違うと思います。

前田委員 そういうのを淡々と書くといですよ。

土屋専門委員 ええ。ただ、そんなに大きいかと言われると。

山内座長 今のをまとめていうと、だけれどもそれは要するに垂直的統合の利益ですよ。だからそういう意味ではまとまってしまうんだけど、早期発注にさっき議論があったのではないですか。光多さんおっしゃるとおりだけれども、別な考え方もできる。

高橋委員 今のところで、早期発注というのは単純に例えば今の財政状況であれば、運がよければ5年後に始めてけりがつくということが今できると。こういう効果がありますね。もう一つ、実は重要なことがございまして、早期かどうか別にしまして、要するにグッドタイミングで事業を進められるかと。というのは、今の縦割りという話がございましたが、別に単年度の予算制度とそういうことから、今年は玄関だけねと、来年は応接間ねと、順番にやっていきますと、非常にロスが多いんですね。サービス提供の時期が。あと、工事もそうですよね。そういう意味で要するに組み合わせの一部になるんですが、時間的な組み合わせになるんですけども、そういう意味で、民間の方が効率的にできると。これを公共側が本来自分のところでもできると考えるかどうかですね。

ただ、そういうこともありますんで、バリューフォーマネーのスタート時点ではっきり

させていくのはいいとか悪いとかではなくて、現状の行政の制度におけるP S Cと、こういう限定条件でスタートするしかないんだろうと思うんですね。

山内座長 そのところは一つのポイントですね。

前田委員 高橋さんおっしゃったようなことで、いちばんご苦労されているのがどのような案件なのか存じませんが、例えば大学の施設整備のときに、単年度で全部一括で整備できないからどうしても分棟整備になってしまうとおっしゃっておられたことを記憶しています。病院の整備を見ていると巨額の資金を要する中央診療棟はなかなか整備できないという理由もそこにあるということを知ったことがあります。

光多専門委員 必要性がきちりとしていることが大事です。バリューフォーマネーのどこまで議論をするのか、そもそもいろいろなことを議論していくわけですがけれども、どういう形で考えていくのか、それからバリューフォーマネーを実現するにはどうすればいいのかということまで、ここではやるのかどうか。例えば、実際に民間に任せたらこういう形で多分バリューは出るでしょうと。ただ、実際にそのところを、例えば今の形みたいに書類審査で、本当にそのバリューが最もいいところがそれを実施する形になっているかどうか。要するにそこを一番バリューが実現できるところを、ちゃんとやっぱりそこに民に当たらせるという形のプロセスも、ここで議論をするかどうかですね。やっぱりこれはフランスでもイギリスでもそうだけれども、やっぱり十分なダイアログがなくして、バリューは達成できないというのがあるわけなんで、これはこの研究会のテーマとなるかどうかですね。

山内座長 今日、大体スコープを議論しましょうということなんで、まだそこまで入れるかどうかですよ。

前田委員 少し入れておかないとまずいのではないですか。

山内座長 ある意味、やり出すときりがない。

前田委員 いや、問題数の指摘だけでいいです。モラルハザードという範囲でもう一回押さえておく。

光多専門委員 それからもう一つ、これも問題提起ですがけれども、最近大合唱のように安かろう、悪かろうはまずくて、質を非常に重要視すべきだと。公共発注のときに質をどの程度までのものを目指すかという話が、だんだん今大合唱で少し消えつつあって、P F Iで華麗な施設がどんどんできていくという形はまずいわけなんで、やっぱりそのところは、確かにイギリスのP F Iを僕も幾つか見にいきましたけれども、これはもう本当に、



これは見ただけでわかるんですよ。あれPFIってすぐわかるんですね。それはまずいんだけど、やっぱり質をどの程度まで求めるのか。では例えば必要以上のところが質が民間によって達成できたから、ではそれはバリューがあったとみなすかどうかという話をきちんとしておかないと。最近、どうもその辺のところが、何となく大合唱に消されつつある面があって。

山内座長 ちょっと象徴論になるかもしれませんが、昔は価格順番でいって、質的面で逆転しましたとこういう表現をしたんです。最近では価格で逆転しましたと、こういう言い方をします。まあそれはそれでいいんですけども、何かおっしゃるとおりで、大合唱で消されている気がしますよね。

光多専門委員 OSがちゃんとしていけば、そのところである程度の一定の形ができて、価格というのがそこに応じて出てくるわけだし、さっきもう一つ前田さんが最初のころにおっしゃったところでいくと、基本設計ぐらいを行政がやるとした場合には、これは実は一番最初の何とかなのガイドラインのときに引用したんですけども、初期段階でもVEを入れるというのは、かなり有効なんですよ。特にかなり専門分野というか、割と専門的な分野のところについて、特に建設が主な専門分野については、初期段階でVEを入れるというのはかなり、それだけでも非常にバリューが出るんですよ。

前田委員 実際にやってみて思うのは、参考情報としての提供は重要です。期待された要求水準の内容を示すものがたくさんあるんです。設計協議をやった上で基本設計をやりますから、これに基づいて検討をすれば大きくはずれることはないはずなのです。

土屋専門委員 基本プランを出せばということですね。

前田委員 その通りです。行政がそれを出せば有効だと思います。特にそれが本当の基本構想、基本計画ぐらいが準備できておればいいんですが、従来そこまでの手間も金もかけていませんので、基本計画を公表しても正確なところはよくわからないんです。

土屋専門委員 ただ、VEでは逆に基本プランありきで、VEを出させてということになると、今度行政側の負担は相当大変だと思いますけれども。それをまず評価してやって、採用、不採用というのを決めて。

前田委員 そこはやりようが二つあって、一つは今のVE提案と同じような手続きを行うことで、もう一つは参考情報の提供です。

土屋専門委員 その参考というのは、基本プランが参考であるということですか。

前田委員 そうです。そうすると、その参考情報と違うものをお考えになったときに、

既に参考情報をこうして出された基本設計はこういうものなんだけれども、自分たちはもっといいと思うアイデアがある。しかしこれが要求水準と整合性があるのかどうか、それに違反していないかどうかの確認をしたいということはありませんよね。

土屋専門委員　そういうふうにやっていただいた方が、民間の方も随分楽なところあると思います。というのは、何を提案したらいいかというのが、例えば抽象的な文言だけ並んでいると、要は総花的に書いてあって何でも重要ですよと書いてあるわけです。その中には相矛盾するような要素だってたくさんあるわけですよね。ですから、そこを例えば基本プランで行政がどう考えたかという手がかりがあれば、これは非常に我々としては助かるんで、それにプラスして、ここは多分行政の方はここまで気がついていないだろうとか、こういう事例がないからわからないだろうというようなところは、プラスで提案できますんで、ですからそういう意味では提案のめり張りがついていいかもしれません。

前田委員　参考情報とするメリットというのは、初期の段階でその確認をやらなければ、コストセーブにならないということなのです。民間事業者の方には複数のアイデアをお持ちの方もおられるはずなのですが、一旦何かの案を提案したらそれに拘束されるということだと、窮屈になるのです。

光多専門委員　実はこれをやると、これはPFI以上の非常に大きな効果があって、通常の官庁で設計しますよね。それでそれに対して出して、民間からまた求めますよね。そうすると、公共設計の中に民間の発想が入ると、非常におもしろい、役所の方の設計自体がそこで変わっていくという面があって、なるほどなという感じが。例えば、受付の場所一つとっても、ちょっと随分違いますよね。

高橋委員　実際の係数としては、参考のものとして幾らとかわからないものとして提示するんだらうと思いますけれども、公共のあり方ということをもっと考えてみますと、今のことに限らず、本来やるべきことがなされていないために、コストアップになっているかもしれないということは結構多いわけですね。考えてみますと、PFIでよく出てくるクレームで、面倒くさいことをやってコストが膨らむではないかとか、よくあるわけですね。手間がかかって面倒くさいと。その中には、本来事業をやるべきときには、最初に検討すべきことが今までの単年度の予算制度だとか、行政のやり方の中で飛ばされてきたんだと。つまり最初にいるかどうかわからないところまで、ともかく出してしまったと、それで入札してしまったと、というようなことに対して、例えばそういうことがあるとすれば、PFIの場合には、そのところがだんだん変わってくるわけですね。段階を追って。そ

うすると、それは確かに余計なコストかもしれないけれども、トータルで考えてみますと、コストはセーブされていると、あるいはリスクは小さくなっている。そういうことは当然考えられるんで、バリューフォーマネーを考えるときに、例えば今のところで、余計にかかると思われるようなコストを計算上どういうふうに扱うかというのを、具体的に必要な考慮事項だと思うんですね。その適切な調整事項として考えるべきかどうか。考えたときに、それを本当にコストとして計算できるかと。幾らで計算するのか。それによってバリューフォーマネーの結果がかかってくるわけですね。それをどう考えるかということだと思います。結論とすれば、非常に難しいところで金額計算できない、まあできなくはないんだけど、できるケースは非常に限られてくるんじゃないかということだと思いますけれども。

山内座長 今の話は、どうやって計算するかというときにも、またいろいろ問題になる点ですよ。調整の話は。

大体時間が迫ってきてしまったんですけども、松本さんとか伊藤さんの方、何か今のご議論で。

松本専門委員 1点だけ、小さいポイントなのかもしれないんですけども、バリューフォーマネーといったときに、視点は納税者におかれているという整理なんでしょうか。というのは、質の議論が入ってきますと、納税者と受益者の利害がずれたケースなんかだと、そのところをどういう視点で整理するのかなと今お話し伺っていて考えたんですね。例えばPFIではないかもしれないですけども、地方の交通線なんか考えたときに、受益者と納税者って必ずしも母集団が一致しないですよ。そうしたときに、受益者にとっては質が高いんだけど、納税者はどこまで負担するのかというケースを想定すると、どう考えたらいいのかなという気がしていました。

山内座長 分配問題の話になると難しい。

光多専門委員 バリューフォーマネーのマネーは何かという話で、確かにバリューフォータックスという面もあるわけですよ。ただ、そこは確かにちょっと少し今から議論をしていかなければいけなくて、本当にタックスだけでいいのか、それとも例えば外部経済効果も含めた形でのマネーという形にするのか。例えば、地域の経済がそこでまた少し上がっていくと、そういう間接効果もあるわけだし、まさにだからこのマネーをどうやるかですよ。そこはちょっとバリューフォーマネーを考えるのに一番基本にかかわる話だと思うんです。ただ、確かにイギリスの場合も非常にバリューフォータックスという色彩が

非常にやっぱり強いのは、これは歴史の産物ですよ。

高橋委員 その点で、先ほどの公共性原則にこだわるわけではないですけども、本当に何をすべきかというところに当然タックスも含めて、アフォーダビリティもあるわけですから考えるべきなんだと思いますね。ただ、これはなかなか結論が一義的に決まりにくいことなんだろうと思いますね。だから、現実的に言えば、今回バリューフォーマネーをどのように計算をするかという一種のガイドラインの補足みたいなこととしまして、将来のことはともかくといたしまして、現状が多分スタートなんだろうと思うんですよ。そうすると、おっしゃるように質がよければいいんですよということにはなる話で、見えがいいとか便利だとか、最低限どうなんだという議論は少なくとも経た上で、そこからするんだろうと思うんですね。それが要するに財政的に賄い切れるかどうかということなんだろうと思う。

ただ、そのところもなかなか別に難しい問題があって、地方と国と、行政がやっていく場合、例えば独立行政法人というような立場に違いがあって、究極的にはタックスなんですけれども、予算の能力の問題というところがそれぞれ違いますから、その議論に本当は必要でありますし、その公共性原則を考えると、そこは絶対外せないんですけども、とりあえずそのバリューフォーマネーの計算上はどうするんだというところは、明示しなければいけないと思いますけれども。

山内座長 松本さんのご指摘、非常に重要だと思うのは、逆に見るとおっしゃるような形で、要するにいわゆる一般納税者と受益者とが乖離しているケースは何か別に考えなければいけませんねということなのかわからないですよ。例えば、病院をつくりました。病院、質がいいですというときには、潜在的には病院のやっぱり利用者になる可能性があるという意味では、かなり近いですよ。納税者と受益者というのは、そういう形でくくれるものはいいけれども、何か特定のものとか、何かそういうときにどうするんだというのはちょっと別途考えなければいけないのかなという感じですね。

前田委員 温水プールとかの類なのかわかりませんが。

山内座長 プールでも同じです。要するにオープン・ザ・パブリックで、かなりの利用可能性があったりなんかするというのは、ある意味の公共性という言葉の定義にもよるんですけども、そういうものだと思うんですよ。ところが特定のものにしか受益を与えないというのは明らかにありますよ、それは。

山内座長 庁舎なんかでもそうなんですよ、実は。

美原専門委員 例えば美術館なんていうのはどういうふうに……

山内座長 いや、それはみんなが見ると思うしかない。

光多専門委員 恵まれていない世代、美術館なんかやらないでもっと別なことをやってくれとかね。

伊藤専門委員 会計監査の実務家の立場から見ますと、会計監査というのはまず会計基準があって初めて監査できるのですが、会計基準という単なる理論だけではまだ実務的には全然監査はできないんですね。基準をブレイクダウンした実務指針だとか、さらに実務指針を詳細にわかりやすくしたQ & Aだとかあって、初めていろいろな各事象に対してどうするかということ、それが妥当かどうかというふうな評価ができるんですけども、現在の段階のガイドラインではいわゆる会計基準に当たるような一番大前提といたしますが、理論的な部分の議論をされていらっしゃるところで、実際のアンケートの結果を見ますと、割引率がわからないとか、よくそれでバリューフォーマネー出しているなというような、かなり実務の立場からの問題提起と、こちらの委員会でのワーキンググループでの議論の内容と、かなり乖離しているなというふうに考えております。

やはりアンケート結果、アンケートをおとりになられたわけですから、なるべくボトムアップを図るという意味で、なんらか実務指針的な具体的なものを出していかないと、結局実務の現場では、お粗末な数字を出し続けるかもしれないというところがありますので、その中では先生方から多く出されましたベストプラクティスを示すというのは、各実務の担当者のレベルアップを図る上では、大変短いワーキングの中でよい効果ということが期待できるのではないかなと考えております。

山内座長 ちょっと時間の関係で、今おっしゃったのはこれからの進め方だと思うですね。それでさっき冒頭にも言われましたけれども、ここでやっぱり議論をして、合意したものは発信していこうというふうなのは一つの大きな進め方のご提案で、すること自体が合意できたと思うんです。今おっしゃったように、実務的に使えるようなプラクティスを挙げていくとか、あるいは逆に言うと、ここが問題だという指摘もしていくという、それも必要だねというので、進め方がまたもう一つ出てきたと思うんですけども、その辺のこととか、幾つか進め方についての議論と、それから範囲についてはかなりいろいろな議論が出たので、そこもちょっとまとめて、議事録の要約みたいにまとめていただければありがたいなと思います。

町田参事官 そうですね。また座長と相談して、また次回にお諮りしていくというふう

にしていきたいと思います。

光多専門委員 時間もあれなんで、今おっしゃったように、ある程度、順次発信していきこうということでいくと、今日はやはりバリューフォーマネーというのは効率性の指標であり、必要性というのは明確に決められた後で、担保された後での議論であると。したがってそこが第1点ですね。第2点は、民間からの提案については、民間からの提案があったからバリューフォーマネーになったという議論ではなくて、民間からの提案としてそこできちんとまたもう一遍必要性の議論をちゃんとやって、それでイコールの形でやっていくことが必要であるということが2番目ですよ。3番目がバリューフォーマネーの源泉の非常に大きなものが、やっぱりライフサイクルを民間にライフサイクル単位で民間にゆだねていくということなんで、PFIというのはやはりそのライフサイクル全体を民間にゆだねるものという形を考える。一応、この三つはどうでしょうか。一応今日とりあえずは合意になったと思いますが。

山内座長 あと、もう一つ、加えていうとあれですよ。バリューフォーマネーの源泉って何かというのをきちっと把握をする必要があるということも恐らく合意になった。

光多専門委員 だからそれはこれからやっていく。ただ、それとも今日の段階で明確になったのは。

山内座長 今おっしゃった三つは、それはおっしゃるとおりです。

ある意味では、そういう形で1回1回確認をとりながら、これは発信できるというところは、確認をとった上でまさに発信していくということは非常に有効なんではないかと思えますけれども。

そのほかに、ご意見ございますか。どうぞ。

土屋専門委員 今後の議論の中に入れていただきたいのは、先ほどちょっとお話しあったように、うまく使われないと意味がないということからいうと、自治体を中心になるんでしょうけれども、自治体向けに内容はこうだけれども、そもそも論としてどういうふうで発信していくかとか、あるいはこうやって使ってくれよというのも、1回ちょっと作戦を練って、出し方を工夫されたらどうかなと思うんですけれども。

高橋委員 今地方公共団体、メジャーなマーケットであるのは間違いないんですが、対象は国と地方公共団体と行政法人と大きく三つあるわけですね。それで多少、立場が違うわけですね。考え方ね。その辺のところも一つのもので注書きにするのか、別にするのかをちょっと含めて考えていった方がいいのかなと思います。

山内座長 戻りますけれども、さっきの光多委員のご提案の三つの点の合意があるのではないかということで、むしろ反対がなければそれはそれでよろしいと思いますし、それからそのほかにもいろいろ議論した点があって、要するにさっきのバリューフォーマネーの源泉って何かということを考えなければいけないという意味では、それは皆さん恐らく合意したんだろうと思いますし、それから立て付け、フィージビリティースタディーと、それからスキームの設計の問題とか、そういったその手順の問題ですよね。そこら辺もバリューフォーマネーとかかわってくるんだというこういう認識ですね。それも非常にじゅうようなご指摘だと思っています。

あと、もう一つは、バリューフォーマネーの位置付けについては法的なものもあり、その中でいわゆるちゃんと床の間に飾れるようなバリューフォーマネーをつくれるように、具体的に言うと、伊藤さんがおっしゃったみたいに、自治体にちゃんとつくれるような形で我々が発信していかなければいけませんねというのは、非常に大きなものであったと思っています。

そのほか、ちょっと事務局で整理していただいて、場合によってはご相談をさせていただいて、まとめたいというふうに思います。

それで、もう時間になってしまいましたけれども、事務局よりのご提案というかご指示で、次回を決めたいということです。次回のご相談なんですけれども、私の都合と今日ご欠席の宮本委員の都合とを勘案して、今日ご欠席なので次回はできれば出ていただきたいという意味でそうなんですけれども、少しご提案申し上げるので、皆さんのご都合を伺いたいんですが、第1候補が10月27日午前中ということで、これは金曜日なんですけど、皆さんのご都合はいかがでしょうか。大丈夫ですか。

光多さんいかがですか。

光多専門委員 逆に言うとそこしか空いていないんです。

山内座長 ではもうここにしましょうか。では10月27日の午前10時からということにさせていただきます。うまくいきました。ありがとうございます。

それでは次回の調整もして、ちょうど時間ということになりましたので、今回はこれで終了させていただきますが、恐らくもう一回ぐらい次回も基本的な考え方についてご議論いただくということで、生産的にするためには、今日出てきた議論を確認をした上で項目を立てていただいて、より敷衍するような議論をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

では長い間、ご議論いただきましてありがとうございました。この辺で本日は閉会します。どうもありがとうございました。

以上